

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成30年1月22日

世田谷区

1 業務概要

- (1) 件名 世田谷区立こどものひろば公園改修実施設計及び住民参加検討会運営委託
- (2) 対象地 世田谷区立こどものひろば公園（世田谷区下馬二丁目31番4号）
- (3) 面積 19,239.24㎡
- (4) 目的

こどものひろば公園は、開園から40年以上経過しており、施設の老朽化に伴い改修の時期にきているため、平成31年度及び平成32年度に改修工事を予定している。平成29年度には基礎調査を行い、樹木調査や遊具調査、測量等を実施した他、基本計画を作成した。平成30年度は、改修工事に向けた実施設計を作成する。実施設計にあたっては、公園利用者や住民との意見交換を図りながら作成する。

(5) 内容

- 1) 現地ヒアリング調査の企画・実施
- 2) 住民参加検討会の企画・運営
- 3) 案内チラシ又はニュースの作成及び配布
- 4) 公園改修実施設計の作成（既存施設の撤去、水景施設やトイレ改修設計含む）
 - ①設計計画
 - ②計画内容の検討
 - ③実施設計図の作成
 - ④数量計算
 - ⑤概算工事費の算出
 - ⑥工期の算定
 - ⑦照査
 - ⑧実施設計説明書の作成
 - ⑨報告書作成
- 5) 公園整備に関する関連機関との協議用資料の作成
- (6) 履行期限：契約の日から平成31年2月28日まで

なお、本プロポーザルは平成30年度の契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とする。

2 参加資格

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ①世田谷区競争入札参加資格者名簿に登録されており、営業種目「土木設計」の順位格付を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定に該当する者でないこと。
- ③世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑤類似業務の実績を有していること。（年次範囲は問わない）
類似業務：公園設計及び住民参加検討会運営委託の履行完了実績
- ⑥提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書等の提出を受けて参加資格の確認を行い、該当者が4社以上の場合、以下の項目について一次審査を実施し、提案書の提出予定者を3社程度に選定する。

- ①企業の業務実績
- ②業務に対する考え
- ③業務実施体制
- ④予定技術者の経歴及び業務実績等
- ⑤過去の類似業務の成果品

4 提案書を特定するための評価基準

以下の項目について二次審査（書類審査及びヒアリング審査）を実施し、二次審査の評価点合計が第一順位の提案者を、委託先の第一候補として選定する。

- ①資料作成能力
- ②業務実施方針
- ③工程計画
- ④遊具改修方針
- ⑤意見収集・反映方針
- ⑥概算見積り
- ⑦専門技術力
- ⑧取組み意欲
- ⑨コミュニケーション能力

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区みどりとみず政策担当部公園緑地課 建設担当 小林・稲垣

電話：03(5432)2478〔直通〕 ファクシミリ：03(5432)3083

Eメールアドレス：sea02075@mb.city.setagaya.tokyo.jp

所在地：世田谷区みどりとみず政策担当部公園緑地課

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎1階

郵送先：世田谷区みどりとみず政策担当部公園緑地課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：平成30年1月22日（月）から2月1日（木）

（土曜・日曜・祝日を除く日の8時30分から17時まで）

②交付場所：（1）に同じ。

③交付方法：希望者に無償で交付する。

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

①提出期限：平成30年2月5日（月）17時

②提出先：（1）に同じ。

③提出方法：持参または郵送（締切日必着。書留郵便に限る）

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

①提出期限：平成30年3月8日（木）17時

②提出先：（1）に同じ。

③提出方法：持参または郵送（締切日必着。書留郵便に限る）

6 その他

①手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

②契約保証金 免除

③契約書作成の要否 要

④当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との
随意契約により締結する予定の有無 無

⑤関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

⑥区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに
提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

⑦詳細は、説明書による。